

中小企業融資利子補給金(鹿島区)への鹿島区自治振興基金の充当について

1. 事業概要

中小商工業の経営発展と経営意欲の促進を図り、商工活動の強化を図るため、事業資金を借入した中小商工業者に対し、借入金の利子補給をする。

- ・事業主体 鹿島商工会
- ・補助金額 予算の範囲内

対象者	福島県商工事業協同組合、大東銀行鹿島支店及び相双五城信用 組合鹿島支店から事業資金(設備、運転、後継者育成)を借入した中小商工業者
借入金の限度額	500万円
利子補給金の限度額	5万円(年間)
補給率	1/2
利子補給期間	5年以内

※小高区においても、同様の事業があるが、現在利用されていない。

相違点は、福島県商工事業協同組合より事業資金を借入した中小商工業者となっている。

2. 令和6年度事業費(予定)

令和6年度中小企業融資利子補給金 支出見込額	580千円
鹿島区自治振興基金充当見込額	570千円
中小企業後継者育成資金預託金利子見込額	10千円

3. 令和5年度事業費(見込み)

令和5年度中小企業融資利子補給金 支出見込額	380千円 (当初 730千円)
鹿島区自治振興基金充当見込額	370千円 (当初 720千円)
中小企業後継者育成資金預託金利子見込額	10千円

## 自治振興基金の活用及び鹿島区自治振興基金について

## ●自治振興基金とは

南相馬市の一体性を保持しながらも、自治区内の住民主体による自治の確立と特色あるまちづくりを推進するために設置された基金で、当該地区に係る事業に充てることができる。

## ●自治振興基金を活用する際の諸条件について

条件1 以下の項目のいずれかに該当すること

- ① 自治区内の特色あるまちづくりの推進について特に必要と認める事業
- ② 人材及び公共的団体等の育成について特に必要と認める事業
- ③ 文化及びスポーツの振興について特に必要と認める事業
- ④ 高齢者等の保健福祉の増進について特に必要と認める事業
- ⑤ 緑化の推進及び保全について特に必要と認める事業

条件2 以下の項目すべてに該当すること

- ① 基金を処分する自治区、自治区の住民、企業及び組織または、自治区内の地域資源（住民等を除く）を対象として実施する事業である。
- ② 営利を目的としない公益的な事業である。
- ③ 受益者が一定の者に限定されていない事業である。
- ④ 事業を実施することで、当該自治区の発展が期待できる。
- ⑤ これまで他の助成等を受けていない事業である。
- ⑥ 市の復興総合計画等、市の各施策との整合性が確保されている事業である。

条件3 活用に際し、当該地区の地域協議会へ諮問し、承認されること

## ●鹿島区自治振興基金について

令和4年度末（令和5年3月31日）現在の基金積立額 288,755,333円